

○専修大学校友会会則

(昭和 27 年 7 月 6 日制定)

改正	昭和 29 年 9 月 1 日	昭和 39 年 6 月 10 日
	昭和 42 年 11 月 28 日	昭和 44 年 6 月 25 日
	昭和 46 年 11 月 26 日	昭和 48 年 6 月 28 日
	昭和 49 年 6 月 26 日	昭和 50 年 4 月 1 日
	昭和 52 年 6 月 28 日	昭和 55 年 5 月 27 日
	昭和 57 年 5 月 25 日	昭和 62 年 5 月 19 日
	平成 元年 5 月 16 日	平成 2 年 6 月 13 日
	平成 11 年 5 月 22 日	平成 17 年 5 月 28 日
	平成 20 年 5 月 17 日	平成 25 年 4 月 1 日
	令和 3 年 12 月 11 日	

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、専修大学校友会と称する。

(目的)

第 2 条 この会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに学校法人専修大学の設置する大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会報、名簿その他の図書印刷物の発行
- (2) 研究会、講演会、座談会その他の会合及び催物
- (3) 法律、経理、税務、経営等に関する相談
- (4) 学校法人専修大学から諮問を受けた事項に関する答申及び意見の具申
- (5) 学校法人専修大学、専修大学育友会及び専修大学学生等との協力に関する事項
- (6) 専修大学学生等の募集及び就職への協力
- (7) 代議員会において決定した事項
- (8) その他前各号に関連する事業

(本部及び支部)

第 4 条 この会は、本部を専修大学神田校舎内に置き、必要に応じて支部を置くことができる。

2 支部の設置等については、別に定める。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 学校法人専修大学（社団法人又は財団法人であった旧組織を含む。）が設置する次の学校の学部、大学院等の卒業者及び修了者
 - ア 専修大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）により設置された専修大学をいう。以下同じ。）の学部、短期大学部、大学院（修士課程及び博士課程）及び専門職大学院等（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専修大学の専門部等並びに旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による専修大学の学部、大学院、大学予科等を含む。）
 - イ 石巻専修大学の学部及び大学院（修士課程及び博士課程）

ウ 専修大学北海道短期大学の学科及び専攻科（改称前の専修大学美唄農工短期大学の各学科を含む。）

（２）準会員 学校法人専修大学が設置する前号ア及びイに規定する大学の学部、大学院、学科等に在籍している者

（３）特別会員 別に定める規程により推薦された者

（４）推薦会員 別に定める規程により推薦された者

（氏名等の届出）

第6条 正会員は、氏名、住所、卒業年次、出身学部学科、職業等をこの会に届け出るものとする。また、これらを変更した場合も、同様とする。

（除名）

第7条 第2条の目的に著しく違反し会の名誉を傷つけ、又は秩序を乱す行為をした正会員は、代議員会の決議により除名することができる。

（入会金及び会費等）

第8条 会員は、入会金及び年会費等を納入するものとする。

2 入会金及び年会費並びに専修大学学生等の年会費予納金等の徴収については、別に定める。

（会員の支部所属）

第9条 会員は、その居住地又は職域の支部等に、それぞれ重複して所属することができる。

第3章 役員

（役員）

第10条 この会に、次に掲げる役員を置く。

（１）会 長 1 名

（２）副 会 長 20 名以内

（３）監 査 5 名以内

（４）幹 事 員数は別に定める規程による。

（５）代 議 員 員数は別に定める規程による。

（役員を選任）

第11条 この会の役員を選任については、別に定める。

（名誉会長、最高顧問、顧問、相談役及び参与）

第12条 この会に、名誉会長、最高顧問、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、学校法人専修大学総長、理事長又は校友会長の経験者であって、この会に特に功績のあったものから推戴することができる。

3 最高顧問は、学校法人専修大学総長、理事長並びに専修大学及び石巻専修大学の学長等を推戴することができる。

4 名誉会長及び最高顧問は、幹事会の議を経て代議員会において推戴する。

5 顧問、相談役及び参与は、この会に特に功労のあった者のうちから、幹事会の議を経て会長

が委嘱する。

- 6 顧問、相談役及び参与は、会長・副会長会の諮問に応じ又は了承を得て、会議等に出席して意見を述べることができる。

(親善大使)

第 12 条の 2 この会に、親善大使を置くことができる。

- 2 親善大使は、会長が必要と認めるときは、これを委嘱することができる。この場合において、会長は、親善大使を委嘱したときは、幹事会及び代議員会において報告するものとする。
- 3 親善大使は、校友との親善を図るとともに、校友の相互交流を促進するものとする。

(役員の職務)

第 13 条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 会長は、この会の年度の方針及び中長期の方針を策定するものとする。
- 3 会長は、この会の会務の執行に当たっては、副会長に対して、その担当を指定し、及び執行を分担させることができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 5 副会長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める会務を執行し、この会の事業等を推進するものとする。
 - (1) 副会長（執行担当） 分担された会務の業務を執行し、統括すること。
 - (2) 副会長（特任担当） 会長が特別に指定する任務を執行し、統括すること。
 - (3) 副会長（統括担当） この会の会務全般について会長を補佐すること。
- 6 監査は、この会の事業の執行状況及び会計財務を監査し、その結果を幹事会及び代議員会において 2 名以上が出席して報告する。
- 7 監査は、必要があると認めるときは、会議等に出席し、意見を述べることができる。
- 8 幹事は、幹事会に出席し、第 19 条第 2 項に定める事項を審議する。
- 9 代議員は、代議員会に出席し、第 18 条第 4 項に定める事項を審議する。

(役員の任期等)

第 14 条 役員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員は、自ら辞任を申し出るまでは、その地位に就く。ただし、年会費を納入しなかった者は、辞任したものとみなす。
- 3 会長、副会長 5 名又は幹事若干名が欠けたときは、代議員会において、その補欠の役員を選任しなければならない。この場合において、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 会長は、役員が任期満了により退任する場合には、その旨を当該役員に通知するとともに、

辞任した役員も含め、その功勞に対し誠意をもって謝意を表するものとする。

(役員失格)

第 15 条 役員が心身の故障により職務の執行に堪えられないとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、代議員会の議決によりその地位を取り消すものとする。

第 4 章 会議

(会議及び議決)

第 16 条 この会の会議の種類は、代議員会、幹事会及び全国支部長会とし、会長がこれを招集し、会長又は会長が指名した者が議長となる。

2 各会議は、会議構成員総数の 4 分の 1 以上の出席（委任状提出者は出席とみなす。）で成立し、議決は、特別の定めがあるときを除き、会議の出席者（委任状提出者を除く。以下同じ。）の過半数の者の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議の議長は、議事録を作成し、議長及び議長の指名した議事録署名人 2 名の署名を得てこれを保管しなければならない。

4 会員は、会議の議事録をいつでも閲覧することができる。

(総会)

第 17 条 この会は、前条の会議のほか、総会を年に 1 回開催する。

2 総会は、会長がこれを招集し、議長となる。

3 会長は、総会において代議員会で承認された事項を報告するものとする。

4 総会は、会員の表彰を行い、会員相互の親睦及び交流を図る場とすることができる。

(代議員会)

第 18 条 代議員会は、会計年度終了の日から 3 箇月以内に開催する。臨時代議員会は、必要に応じ、開催することができる。

2 代議員会の招集に当たっては、開催期日の 3 週間前までに会議の目的、日時、場所その他付議する事項を記載した通知書を発信しなければならない。

3 会長は、代議員の 3 分の 1 以上の者から会議の開催の申入れがあったときは、速やかにこれを招集しなければならない。

4 代議員会は、事業報告、収支決算、事業計画及び収支予算、役員の選任、名誉会長及び最高顧問の推戴、会則等の制定及び改廃その他この会に関する重要な事項を審議決定する。

5 代議員会において承認された事項は、総会において報告するものとする。

(幹事会)

第 19 条 幹事会は、随時開催する。

2 幹事会は、代議員会への付議事項及びこの会の運営に必要な事項を審議決定する。

3 幹事会は、必要に応じ、軽易な事項については、議案を構成員に送付し、書面をもって賛否の意見を求め、議決することができる。

(全国支部長会)

第 20 条 全国支部長会は、必要に応じて開催する。

2 全国支部長会は、校友会本部と支部活動の連携に係る事項を協議する。

第 5 章 運営

(運営機関)

第 21 条 この会は、会務を遂行するために会長・副会長会及び執行部会を置く。

(会長・副会長会)

第 22 条 会長・副会長会は、第 3 条に規定する事業及び会務の遂行について、必要な事項を協議する。

(執行部会)

第 23 条 執行部会は、この会の会務を遂行する機関であり、会長、副会長、部長、副部長及び事務局長をもって構成する。

2 執行部会に、総務企画部、財務部、事業部、組織部、文化広報部及び体育振興部を置き、それぞれ業務を分担する。

3 各部に、部長 1 名及び副部長 6 名以内を置く。

4 各部の部長は、副部長を 2 名まで推薦することができる。

5 部長及び副部長は、会長が委嘱する。

6 部長及び副部長の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

7 部長は、分担業務を総括し、その執行状況を執行部会で報告する。

8 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、部長の職務を代理し、又は部長の職務を行う。

(委員会)

第 24 条 この会は、必要に応じて委員会等を置くことができる。

第 6 章 経理

(経費、収入)

第 25 条 この会の経費は、入会金、年会費、基本財産又は事業から生ずる収入及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

(懇親会等の費用徴収)

第 26 条 懇親会等の開催に係る費用のほか、この会の運営上、必要があるときは、会長・副会長会において協議し、随時その費用を会員から徴収することができる。

(寄付金の収受)

第 27 条 この会は、その事業を行うために基本金及び維持費として、会員等から寄付金を受けることができる。

(資産及び負債)

第 28 条 この会の資産及び負債は、貸借対照表のそれぞれの総額とする。

2 現金、預金通帳、有価証券及び重要書類等は、学校法人専修大学に保管を委託する。

(会計年度)

第 29 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 30 条 この会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局職員は、学校法人専修大学理事長から選任された者をもって充てる。

3 事務局長は、この会の事務を統括するものとし、会務に係る会議等に出席して意見を述べる
ことができるとともに、議事に協力して議事録等を管理する。

第 8 章 雑則

(学校法人専修大学評議員の候補者推薦)

第 31 条 この会は、学校法人専修大学評議員の候補者を推薦することができる。

(慶弔等)

第 32 条 この会が行う慶弔及び表彰等については、別に定める。

(会則の変更)

第 33 条 この会則は、代議員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって変更することができる。

附 則

この会則は、昭和 27 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 39 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 42 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 44 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 46 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 48 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 49 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 52 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 55 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 57 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 62 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 11 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 17 年 5 月 28 日から施行する。

(経過措置)

- 2 ただし、第 14 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和 3 年 12 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、第 10 条の改正に伴い令和 3 年 12 月 11 日以後に選任される役員の任期は、同日前に選任されている役員の任期の末日までとする。
- 3 改正後の第 23 条第 6 項の規定にかかわらず、同条第 3 項及び第 4 項の改正に伴い令和 3 年 12 月 11 日以後に選任される執行部会の各部の部長及び副部長の任期は、同日前に選任されている部長及び副部長の任期の末日までとする。